

渋川市内部統制基本方針

人口減少社会においても、安定的、持続的、効率的かつ効果的に行政サービスを提供する体制を確立することが求められていることから、事務事業の執行におけるリスクを認識し、適正に業務を執行するための内部統制の体制を整備するとともに、その充実に向けた不断かつ着実なアクションを進めることが必要です。

市長の強いリーダーシップのもと、組織や職員一人ひとりが内部統制に主体的に取り組むことで、業務に伴う重大なミスや不祥事の発生を未然に防ぎ、市民から大きく信頼される計画的で健全な行政運営の確立に取り組みます。

渋川市における内部統制に関する方針を地方自治法第150条第2項の規定に基づき、次のとおり定めます。

1 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

質の高い市民サービスを提供するため、有効な統制を整備し、効率的かつ効果的に事務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する情報を正当な手続に基づいて適切に作成及び保存し、正確な情報に基づいた財務報告を作成することで、信頼性を確保します。

(3) 業務に係る法令等の遵守

職員研修などを通じて業務に関連する法令等への理解を深めるとともに、前例に頼らず、業務に関する法令等を確認することで、法令を遵守した適正な業務の管理及び執行に務めます。

(4) 資産の保全

正当な手続の下、資産の取得、使用及び処分を行い、適正に管理することで、資産を保全します。

2 内部統制の対象事務

財務に関する事務及び（公正な職務の執行を損なうおそれのある）働きかけへの対応に関する事務とします。

3 内部統制の推進体制

本市は、内部統制の的確な運用及び評価を行うための組織体制を整備し、それぞれの役割や職責等を明確にしたうえで、全庁横断的に取り組むこととします。

また、この組織体制は、組織を取り巻く状況の変化に応じ、見直しを行って

きます。

4 内部統制の評価

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、評価報告書を市民に公表します。

5 監査委員との連携

内部統制の推進に当たっては、必要に応じて監査委員への情報提供や意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

令和8年4月1日

澁川市長 星名建市